

青森県私立高等学校等（専攻科以外）生徒対象

奨学のための給付金のご案内（詳細版）

1 「奨学のための給付金」とは？

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯等の世帯で私立高校生等がいる世帯の保護者に対し、教科書費や教材費などの授業料以外の教育に必要な経費について給付金を給付する制度です。

令和8年度からの変更点

給付対象世帯を拡充（世帯区分3、4の世帯）

なお、生徒の国籍・在留資格等により、対象となる世帯区分及び給付額が異なる場合があります。

2 給付対象者

保護者及び生徒が、基準日（原則7月1日現在。秋入学等の生徒はその入学日現在）において次の全ての要件に該当する場合、給付金の給付の対象となります。

- (1) 生徒が私立の高等学校等に在学していること。
※ 専攻科の生徒は、別紙専攻科生徒用のご案内を参照ください。
- (2) 生徒が、高等学校等就学支援金、高校生等・新修学支援金、又は学び直し支援金の受給資格者であること。
- (3) 保護者が青森県内に住所を有していること。
- (4) **基準日において、次のいずれかに該当すること。**
 - ① 生活保護法による生業扶助を受けていること（両親が保護者の場合、父母の両方が非課税である必要があります。）
 - ② 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割（以下、所得割合算額という。）が非課税であること。
 - ③ 保護者等全員の所得割合算額が105,500円未満であること
 - ④ 保護者等全員の所得割合算額が105,500円以上182,500円未満であること

※ ②～④は、基準日の属する年度分で判定し、両親が保護者の場合、父母の金額を合算して判定します。

※ 災害等による離職や傷病等により家計が急変した世帯の場合、今後の収入見込みにより、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が182,500円未満に相当する世帯であると認められる場合には、給付金の給付の対象となる場合があります。
- (5) **次のいずれかの国籍・在留資格等要件を有していること。**
 - ①日本国籍を有する者 ②特別永住者 ③永住者等（法務大臣が永住を許可した者） ④日本人の配偶者、子、特別養子 ⑤永住者の配偶者、特別永住者の配偶者又は、永住者の子、特別永住者の子として日本で出生し引き続き日本に在留している方 ⑥定住者のうち、将来日本に永住する意思がある方 ⑦家族滞在のうち、日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があるもの

なお、次のいずれかに該当する場合は、給付の対象となりません。

- (1) 生徒が児童福祉法による措置に要する費用の支弁対象であり、その生徒に係る見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く。）が支弁されている場合
- (2) 生徒又は保護者が青森県以外の団体又は個人から、奨学のための給付金の給付額を超える、授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を目的とした金銭を受けている場合
- (3) 生徒がその年の4月1日から翌年の3月31日までの全期間休学している場合
※ 生徒が青森県内の私立の高等学校等に在学していても、保護者の住所が他都道府県にある場合は、青森県からこの給付金を受けることはできません。（保護者等の住所がある都道府県にお問い合わせください。）

外国籍の生徒がいる世帯の方へ

上記（1）～（3）を満たし、（5）の国籍・在留資格等を満たさない外国籍の生徒や、令和8年3月末時点で引

引き続き在籍している留学生は、生業扶助受給世帯又は非課税世帯に該当する場合、給付の対象になります。給付額は「3 給付額」の外国籍等の生徒の表を確認してください。

新入生の早期給付

新入生世帯に限り、4～6月分の給付金の早期給付を受けることが可能です。

3

給付額

世帯区分	対象世帯	全日制	通信制
1	生業扶助受給世帯	1人あたり 年額 52,600 円	1人あたり 年額 52,600 円
2	道府県民税所得割及び市町村民税所得割 非課税世帯	1人あたり 年額 152,000 円	1人あたり 年額 52,100 円
3	道府県民税所得割及び市町村民税所得割 105,500 円未満	1人あたり 年額 50,670 円	1人あたり 年額 17,370 円
4	道府県民税所得割及び市町村民税所得割 105,500 円以上 182,500 円未満	1人あたり 年額 38,000 円	1人あたり 年額 13,030 円

※ 災害等（自然災害や火事等）により制服が喪失・毀損した場合は、上記金額に世帯区分に応じた金額を加算することができます。該当する場合は、随時御相談ください（生業扶助受給世帯を除く）。

国籍・在留資格等の要件を満たさない外国籍等の生徒等

「2 給付対象者」のうち（1）～（3）を満たす世帯で、（5）の国籍・在留資格等を満たさない外国籍等の生徒や、令和8年3月末から引き続き在籍している留学生の支給額は以下のとおりです。

世帯区分	対象世帯【外国籍等の方】	全日制	通信制
1	生業扶助受給世帯	1人あたり 年額 52,600 円	1人あたり 年額 52,600 円
2	道府県民税所得割及び市町村民税所得割 非課税世帯	1人あたり 年額 152,000 円	1人あたり 年額 52,100 円

4

申請手続き

- 生徒が在学する学校に対し、各学校が定める期限（7月頃）までに、申請してください。
- 早期給付を希望する場合も、各学校が定める期限（7月上旬）までに、申請してください。
- 家計急変や、災害等により制服が喪失・毀損した場合には、随時相談及び申請手続きを行ってください。
- 2人以上の生徒がいる場合は、1人の生徒につき1件の申請が必要となります。

5

申請書類

- 申請書（正本に限る。コピー不可）
 - ・ 青森県私立高校生等奨学のための給付金受給申請書（別紙様式）

●生徒の国籍・在留資格等を確認するための書類

(例) 高等学校等就学支援金等の資格認定、確認通知書等(高等学校等修学支援金、高校生・新修学支援、学び直しへの支援)、住民票の写し(国籍・在留資格の記載があるもの)、在留カードの写し、特別永住者証明書の写し等。

在留資格が「家族滞在」の場合、上記いずれかの書類に加え日本の小学校及び中学校を卒業したことが分かる卒業証書の写し又は卒業証明書。

●添付書類

(1) 世帯区分1：生業扶助受給世帯の場合

- ① 生業扶助を受けていることを証明する書類(生活保護受給証明書(原本)。なお、交付日が7月1日以降の日付で3カ月以内のもの)
- ② 給付金の振込先口座の通帳の写し(口座番号がわかるもの)

(2) 世帯区分2～4：道府県民税所得割及び市町村民税所得割(非)課税世帯の場合

- ① その年度の保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額を確認できる書類※保護者が両親の場合、父母両方の書類が必要です。

(例) 市町村が発行する課税証明書、非課税証明書、

道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の決定・変更通知書、納税額通知書、個人番号カードの写し など

- ② 給付金の振込先口座の通帳の写し(通帳の表紙及び口座情報が記載されているページの写し)

(3) 青森県以外の区域に設置されている高等学校等に在学している生徒

(1)～(2)に掲げる書類のほか、次の書類を提出してください。

- ① 在学証明書
- ② 高等学校等就学支援金の受給資格があること又は学び直し支援金を受けていることを明らかにする書類
- ③ 生徒本人の国籍・在留資格等を確認できる書類 例：住民票の写し(国籍・在留資格等の記載があるもの)、在留カードの写し等

(4) その他

給付金と授業料以外の教育に必要な経費(学校徴収金等)との相殺を希望する場合は、(1)～(3)に掲げる書類のほか、給付金の受給を学校設置者(学校長)に委任する旨の委任状を提出してください。

6

その他・問合せ先

●給付金の振り込みの時期：早期給付8月、通常給付12月(いずれも予定)

●偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたときは、その給付金を返還していただきます。

問合せ先(在学する学校又は下記にお問い合わせください。)

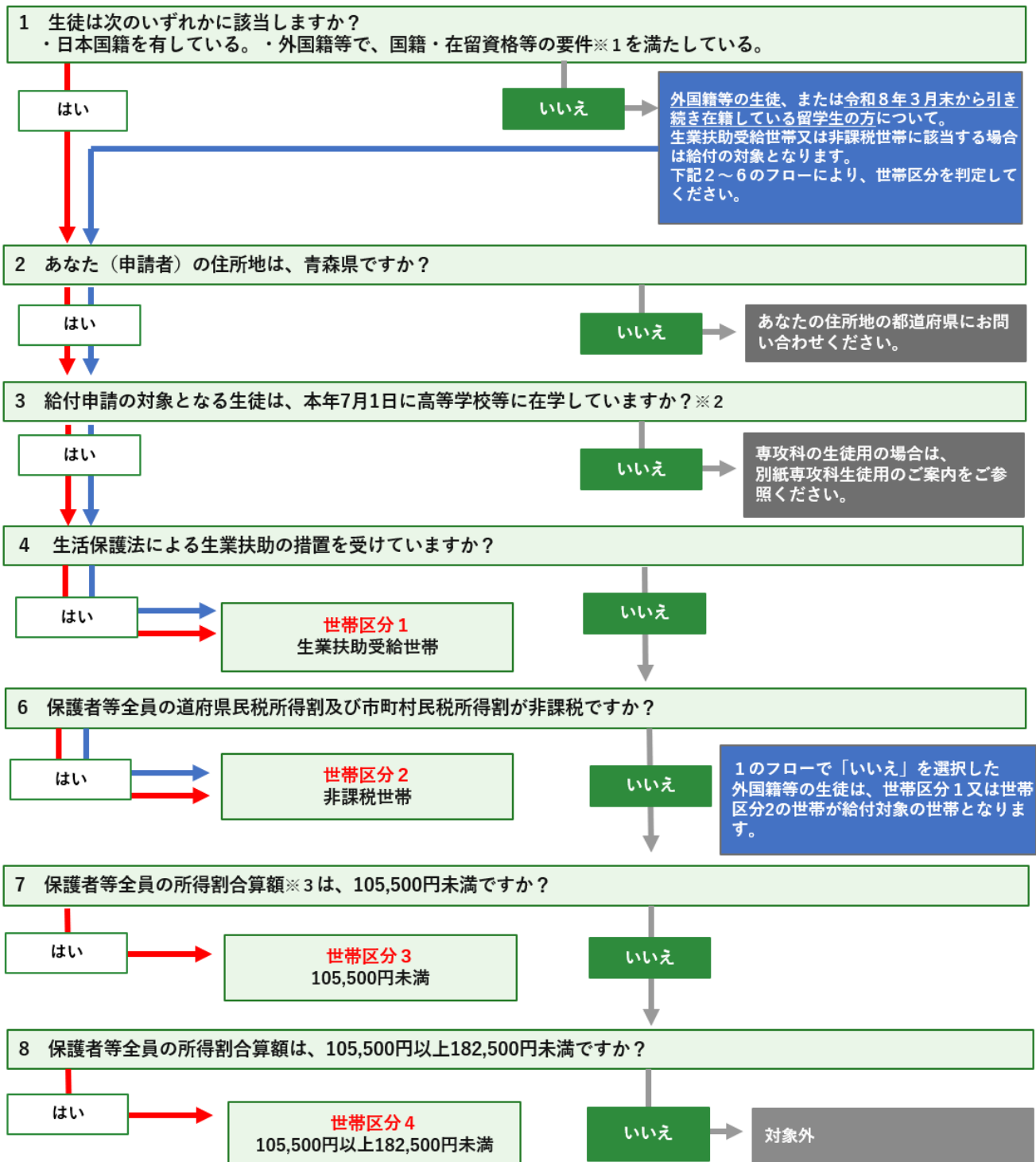
〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1

青森県子ども家庭部県民活躍推進課 学事振興グループ (TEL 017-734-9869)

奨学のための給付金「世帯の区分」フローシート

このフローシートは、奨学のための給付金受給申請書の「1 世帯の区分」にチェックする欄を確認するためのものです。次のフローに沿って奨学のための給付金受給申請書にチェックする世帯の区分を確認してください。

外国籍等の生徒については、国籍・在留資格等により、対象となる世帯区分及び給付額が異なる場合があります。



※1 国籍・在留資格等の要件について（新入生の留学生を除く）

①日本国籍を有する者 ②特別永住者 ③永住者等（法務大臣が永住を許可した者） ④日本人の配偶者、子、特別養子 ⑤永住者の配偶者、特別永住者の配偶者又は、永住者の子、特別永住者の子として日本で出生し引き続き日本に在留している方。 ⑥定住者のうち、将来日本に永住する意思がある方。 ⑦家族滞在のうち、日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があるもの。

※2 秋入学等の生徒については、「その秋入学の日に入學しましたか？」と読み替えてください。途中入学の場合は対象外となります。また、家計急変や早期給付を希望する場合においては、それぞれの基準日で判断してください。

※3 所得割合算額とは、道府県民税所得割と市町村民税所得割の合算額のことです。